

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市徳光物流拠点地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称		白山市徳光物流拠点地区地区計画
位 置		白山市徳光町の一部
面 積		約 3. 3 h a
地区計画の目標		<p>本地区は、都市計画道路横江徳光線（主要地方道金沢美川小松線）と都市計画道路末松徳光線（市道末松徳光線）との交差点部に位置し、北陸自動車道徳光パーキングエリア・スマートインターチェンジに近接した、交通利便性の高い地区である。</p> <p>近年、都市計画道路横江徳光線及び主要地方道金沢美川小松線沿線の工業団地において多くの企業が進出し操業している。これら工業団地の中間に位置する本地区を物流拠点として、周辺の自然及び居住環境に配慮しながら整備し、工業の利便性向上と就業の場の確保による、活力ある産業振興ゾーンの形成を目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>物流拠点として適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限により、用途の混在を防止するとともに、その他建築物等に関する事項を定め、周辺の松任海浜公園や周辺集落の環境及び景観に配慮した土地利用を図る。</p> <p>また、緑化を推進するため、敷地内の空地の緑化に努めるものとする。</p> <p>なお、周辺の景観に配慮するため、道路法第3条に規定する道路に沿って幅3m以上の植樹帯を設けるものとする。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺環境との調和を保ちながら、利便性、安全性に優れた物流拠点の形成が図られるよう、次の制限を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物等の用途の制限 2. 建築物の容積率の最高限度 3. 建築物の建蔽率の最高限度 4. 建築物の敷地面積の最低限度 5. 壁面の位置の制限 6. 建築物等の高さの最高限度 7. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 8. 垣又はさくの構造の制限

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1. 貨物自動車運送事業法第2条に規定する貨物自動車運送事業の用に供する建築物 2. 倉庫業法第2条に規定する倉庫業の用に供する建築物
		建築物の容積率の最高限度	100%
		建築物の建蔽率の最高限度	60% (ただし、建築基準法第53条第3項第2号に定める建築物については70%とする。)
		建築物の敷地面積の最低限度	5,000㎡
		壁面の位置の制限	道路境界線を除く敷地境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は1.0m以上とする。また、道路法第3条に規定する道路との境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は3.0m以上とする。
		建築物等の高さの最高限度	15m
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした低彩度、中明度の落ち着いた色調とするとともに、形態又は意匠についても周辺環境との調和を図るものとする。 2. 屋外広告物は、自己の用に供するもので、景観形成上支障のないものとする。また、建築物の屋上及び軒高より上には設置してはならない。
		垣又はさくの構造の制限	道路境界線から1.0mの範囲における垣、さくの設置については、透視可能なフェンスを基本とし、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスと組み合わせて設置してもよいものとする。 ただし、市道H36号線との境界線において、周辺の居住環境に配慮する防音、遮光等の垣、さくを設置する場合はこの限りでない。

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

都市計画法の一部が改正され、用語の整理による「建蔽率」の表記変更があったため、地区計画においても同一の表記とするため地区計画を変更する。